

日本 NPO 学会 情報公開に関する細則：補足説明付

細則	補足説明
<p>第1条（目的）</p> <p>この細則は、日本 NPO 学会会則第3 1条の2 第2項の規定に基づく情報公開に関して定めることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・細則制定の目的として、会則の上位規程（会則）に基づいていることを規定する。
<p>第2条（原則）</p> <p>本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開すると規定した会則第3 1条の2 第1項により、公開対象書類、公開の相手方、公開方法等の詳細をこの細則において規定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・細則においても会則第3 1条の2 第1項を引用し、本会の情報公開に関する基本姿勢を明らかにする
<p>第3条（公開対象書類）</p> <p>本会の公開対象とする書類は、別表各号に掲げる書類とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公開対象書類は1 8種類に上るため、公開方法、公開対象、公開期間と共に別表に掲載することとした。
<p>第4条（公開の相手方）</p> <p>公開対象書類は、別表において会員のみを公開対象とする書類を除き、何人にも公開するものとする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ここでは社会一般を対象とする書類、会員に限定する書類があるものと想定して規定した。
<p>第5条（公開の方法）</p> <p>1 公開対象書類の公開方法は、本会のホームページに掲載する。</p> <p>2 ホームページに公開する書類は、会員のみを公開対象とす</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会は従来の経緯もあり、総会議事録及び理事会議事録については、会員には公開するが、社会一般には公開はしない。 ・各非営利法人では事務所据え置きが原則となっているが、事務的負担を考慮し H/P のみとする。

<p>る書類を除き、何人もこれにアクセスできる措置を講ずるものとする。</p>	
<p>第6条（公開期間） 公開対象書類の公開期間は、別表に掲げる各号書類に応じ、公開期間として定める期間とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告・計画及び財務諸表は、通常5年が各種非営利法人法において一般的であるが、ここでは事務負担軽減も考慮し3年とした。会則、細則は性質上常時、名簿は当該任期中となる。
<p>第7条（実施に必要な事項） この細則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他事務的な詳細を定める必要がある場合には、会長権限で定め得るものとした。
<p>第8条（改廃） この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改廃も理事会決議を要する旨の規定
<p>附則 この細則は平成29年5月14日より施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の諸細則の決議スケジュールにより決定。